

# つばめプロバイダ v 6 クロス 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめプロバイダ v 6 クロス

## 3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用した最大通信速度10Gbpsのインターネット接続サービス「つばめ光クロス」および「つばめ光・v6オプション」(注1)と、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者(以下「インターネット接続事業者」といいます。)の「IPv6インターネット接続等」を用いて、「つばめプロバイダv6クロス」(「v6クロス」)サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

本サービスのご利用には、「つばめ光クロス」のご契約が必要です。

## 4. ご利用料金について

### ■初期費用

- ・お客様ご自身で、設置・設定をいただくことにより初期費用はかかりません。
- ・当社に設定をご依頼いただく場合は、別途費用(出張費と設定費)が発生いたします。

### ■月額利用料

- ・本サービスにかかる月額利用料です。

サービス名	事務手数料
つばめプロバイダ v 6 クロス	700 円 (税込 770 円)

### ■料金に関する注意事項

- ・利用開始月および解約月の月額利用料は、日割り計算にて請求いたします。

### ■解約に関する注意事項

- ・本サービスの解約のお手続きは、当社へお問合せください。
- ・本サービスは解約時に解約金はかかりません。
- ・「つばめ光クロス」を解約すると、本サービスも解約となります。
- ・お客様が他社のインターネット接続業者と契約している場合は、ご契約中のインターネット接続業者へ解約の手続きが必要です。

## 5. 本サービスの受付時における重要事項説明について

### ■お申込みについて

・本サービス（注2）の申込にあたって、本サービスに用いる光回線の「回線番号（ユーザID）」（注3）、「アクセスキー」（注3）、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」等（以下「本お客様情報」と総称します。）を当社に通知していただきます。

・当社は、お客様情報を、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、業務委託先インターネット接続事業者およびIPoE接続事業者を通じ、NTT西日本へ通知し、当社の「つばめ光クロス」やNTT西日本が提供する「フレッツ光クロス」又はサービス提供事業者が提供する光回線に係る契約者の同一性およびこれらに係る「ユーザID」および「アクセスキー」の照合を行います。また、お客様は当該お客様情報の提供について承諾するものとします。

### ■サービスに関する注意事項

・停電時は利用できません。

・本サービスはベストエフォート型のサービスとなります。お客様のご利用環境や端末機器の仕様、回線の混雑状況によって大幅に速度が低下する場合があります。

・つばめプロバイダv6クロスはインターネット接続のみの機能となります。プロバイダメール等その他付加機能はございません。（付加機能については、お客様ご自身で別途他社にてご契約をいただくこととなります。）

・本サービスは、インターネットプロトコル（IPv6 IPoE）によるインターネット接続サービスです。

・IPoE接続サービスは1回線につき1契約までです。そのため、他事業者でIPoE接続サービスの廃止が完了していない場合、本サービスは利用できません。他事業者のIPoE接続サービス廃止後にお申込みが必要となります。

・本サービスのご利用には、対応した機器が必要となります。本サービスのIPv4 over IPv6での通信は「v6プラス」(\*)に対応しており、かつIPv6アドレスの設定方式として「DHCPv6PD」に対応したルーターをお客様ご自身でご用意いただく必要があります。

(\*)「v6プラス」は株式会社JPIXの登録商標です。

・つばめプロバイダv6クロスは、つばめ光クロス開通（工事完了）後に対応ルーターを接続して最短で半日程度（場合によっては1週間程度）ご利用までに時間を要します。つばめ光クロス開通（工事完了）後、対応ルーターを接続し電源をいれた状態でお待ちいただく必要があります。

・最大10Gbps（技術規格上の最大値であり実効速度を示すものではありません）の通信速度でご利用いただくためには、ルーター・LANケーブルともに10GBASE-Tに対応した製品をご用意ください。

・対応した機器でない場合、IPv4 over IPv6接続（IPoE方式）はできません。また、対応した機器の場合でも、お客様のご利用環境等によりIPv4 over IPv6接続（IPoE方式）をご利用いただけない場合がございます。

・ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受信する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。

・保守メンテナンス等によりサービスがご利用いただけない場合があります。

・本サービスを利用するためには、当社が提供する「つばめ光・v6オプション」又はサービス提供事業者が提供する光回線の付加サービス「フレッツ・v6オプション」相当のご契約が必要となります。

・本サービスのご利用により、利用いただけないサービスがあります、

- ・特定のプロトコル（PPTP、SCTP）を利用するサービス
- ・特定のポートを使用するサービス（オンラインゲームなど）
- ・複数のユーザでIPアドレスを共有するサービス
- ・固定IPアドレスが必要なサービス（サーバー公開等）

## ■転用に関する注意事項

・すでにNTT西日本の「フレッツ光クロス」をご契約のお客様が、「フレッツ光クロス」を解約し、当社の「つばめ光クロス」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。

・NTT西日本の「フレッツ光クロス」をご利用のお客様が「つばめ光クロス」に転用される場合、「フレッツ光クロス」でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用することができます。手続きについては、ご契約中のインターネット接続業者へ確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

## ■事業者変更に関する注意事項

・すでに他社コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他社コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光クロス」へ新規契約することを「事業者変更」といいます。

・他社コラボ事業者（変更元事業者）の10Gbpsの光回線をご利用のお客様が「つばめ光クロス」に事業者変更される場合、他社コラボ事業者（変更元事業者）でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用できる場合があります。手続きについては、他社コラボ事業者（変更元事業者）またはご契約中のインターネット接続業者へご確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

## ■工事に関する注意事項

・お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。

・設備の状況などにより、ご利用いただけない場合があります。

## ■IPアドレスや機器の設定変更について

・本サービスの利用開始等に伴うNTT西日本による工事に際し、お客様が現在ご利用中のIPv6アドレス（IPv6 PPPoE方式にて割当てられているものは除きます。）およびIPv4アドレスが変更となります。

・インターネット接続工事によるIPv6アドレスおよびIPv4アドレスの変更に伴い、お客様がご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコン等の再起動を行ってください。

・本サービスをお申込みいただき利用開始しますと、IPv6 IPoE方式での接続となります。PPPoE接続をする場合には、本サービスの廃止手続き後、他社のPPPoEの接続事業者との契約をお願いします。

※本サービスはIPv4 PPPoE方式ならびにIPv6 PPPoE方式の接続には対応しておりません。

・本サービスの利用開始等に伴い、当社が提供する端末設備（つばめ光クロス対応レンタルルーター等）の設定が変更となる場合があります。

・端末設備（つばめ光クロス対応レンタルルーター等）の設定変更に伴い、一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。引き続き同機能をご利用される場合は、本サービスの廃止の手続き後、別途他社のPPPoE接続事業者とご契約の上、パソコン等にてPPPoE接続等の設定を行なってください。

## ■サービスの廃止について

・当社が提供する光回線の「つばめ光クロス」、「つばめ光・v6オプション」または「フレッツ・v6オプション」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となります。

・当社の「ひかり電話」、当社の「つばめ光クロス対応レンタルルーター」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となる場合がございます。

・本サービスの廃止手続きが完了していない場合、当社以外のインターネット接続サービスを利用できない場合がございます。

## ■当社からのコンサルティングについて

・本サービスのご利用にあたって特定の機器が必要となる場合がございます。また、お客様のご利用環境によって、機器交換等の費用が発生する場合がございます。その際、下記内容のコンサルティングのご連絡を当社または業務委託先から実施させていただくことがございますので、あらかじめご了承願います。

(コンサルティング内容)

- ・お客様宅内でご利用中の当社が提供する機器の交換工事および機器交換等の費用のご案内
- ・当社の「ひかり電話」又は当社の「つばめ光クロス対応レンタルルーター」のご案内

※お客様のご利用環境によっては、コンサルティングのご連絡を実施せずに、本サービスを提供させていただく場合もございます。

(注1)：NTT西日本およびサービス提供事業者の提供する「フレッツ・v6オプション」に相当するサービスを含みます。

(注2)…本サービスとは、IPv6アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービスです。また、本サービスにおいて当社が提供するIPv6インターネット接続の方式は、IPv6 IPoE「v6プラス」(\*1)方式です。

(注3)…当社からお客様に送付されたつばめ光の開通案内に記載されています。NTT西日本およびサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

## 6. フレッツ・v6オプションの代行申込における重要事項説明

### ■お申込について

・本サービスを利用するために、NTT西日本と「フレッツ・v6オプション」の契約が必要となります。この申込みにあたっては、お客様情報が必要となります。

・「つばめプロバイダv6クロス」をお申込みのお客様は、お客様の代理店としてIPoE接続事業者が、NTT西日本へのお申込手続き（以下「代行申込」と総称します。）を行います。当社が別途指定する方法により、インターネット接続事業者およびIPoE接続事業者に対し、当該代行申込について委任していただきます。

・お客様は代行申込により行われた「フレッツ・v6オプション」の申込みについては、ご利用開始されるまでの間は途中で取消することができない場合がございます。その場合は、「フレッツ・v6オプション」のご利用開始後に、別途お客様からNTT西日本又はサービス提供事業者に対し、解約手続きを行っていただく必要があります。

・お客様が、代行申込に先んじて116等の窓口にて「フレッツ・v6オプション」を申込みいただき、申込み手続きが完了している場合においては、代行申込はご利用いただけません。

### ■ご契約、サービス仕様について

・「フレッツ・v6オプション」の提供条件および料金については、NTT西日本の定める「IP通信網サービス契約約款」によります。

・「フレッツ・v6オプション」は、パソコンなどの機器に付与したIPv6アドレスを利用して、インターネットを経由せず当社が提供する光回線の網内（以下「NGN網内」と総称します。）で、お客様同士がダイレクト（直接）に通信することを実現するサービスです。

・NGN網内で、お客様同士の通信を行う際には、IPv6アドレスの代わりに、NTT西日本が提供する「ネーム」を利用して通信することができます。ネームの利用方法、登録方法、料金等については、お手数ですが、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

・「フレッツ・v6オプション」はベストエフォート型のサービスとなります。速度向上を保証するものではありません。

・ご利用上の注意事項については、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

## ■料金について

・「フレッツ・v6オプション」にかかる料金です。

### ●初期費用

「つばめプロバイダv6クロス」と同時申込で無料

### ●月額費用

サービス名	月額利用料	備考
「フレッツ・v6オプション」 「つばめ光・v6オプション」	無料	・「フレッツ・v6オプション」の基本契約 ・「つばめ光クロス」1回線毎 ・1ネームは利用いただけます
「追加ネーム」:	110円	・「フレッツ・v6オプション」の追加ネーム契約 ・1追加ネーム契約毎 ・最大9契約まで可能

※但し、つばめ光クロスの料金が別途必要となります。

## 7. その他

### ■IPv6アドレスの変更について

・「つばめプロバイダv6クロス」および「IPv6インターネット接続等」の工事に際し、お客さまが現在ご利用中のIPv6アドレス（IPv6 PPPoE方式にて割当てられているものは除きます。）は変更となります。

・「つばめプロバイダv6クロス」および「IPv6インターネット接続等」の工事によるIPv6アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。

### ■個人情報の収集目的と提供について

・「つばめプロバイダv6クロス」サービス（「v6クロス」）（以下、「本サービス」といいます。）の契約者は、つばめガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が本サービスを提供するにあたり、当社および西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）が、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者（以下、「インターネット接続事業者」といいます）およびIPoE接続事業者に対して、さらにインターネット接続事業者およびIPoE接続事業者が当社に対して、それぞれ自己のIP通信網サービスの契約情報または申込情報（以下に挙げるものに限り、また、IP通信網サービスに係る申し込みを取り消した際の情報も含みます）を提供することに承諾するものとします。

### ■個人情報の収集および提供項目

#### ●本サービスの開通時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
本サービス提供条件（※1）との照会結果および不一致項目
提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無（つばめ光回線、ひかり電話もしくはつばめ光クロス対応レンタルルーター）
提供条件に照らして不足している各種商品の申込みおよび工事情報（つばめ光回線開通ステータス、宅内工事予定日）

●本サービスご利用の光回線の移転・廃止時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
光回線の解約等をした年月日および異動種別
本サービスご利用の光回線およびつばめ光クロス対応レンタルルーターの動作状況（正常に動作しているかどうか）
本サービスご利用の光回線およびつばめ光クロス対応レンタルルーターに対するフレッツ・ジョイントのご提供状況（契約有無およびソフトウェアが正常に配信されているかどうか）

(※1) 提供条件とは以下の内容を指します。

- ・つばめ光クロス回線をご利用いただいていること
- ・フレッツ・ジョイント（※2）対応のつばめ光クロス対応レンタルルーターをご利用いただいていること

(※2) フレッツ・ジョイントは、NTT 東日本およびNTT 西日本が事業者向けに提供しているサービスです。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	<a href="https://www.tsubamegas.com/user/info.html">https://www.tsubamegas.com/user/info.html</a>
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日） ※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

2024年 10月 1日 制定

2025年 1月 1日 改定 IPv6インターネット接続の方式を「クロスパス」→「v6プラス」変更

# 「つばめプロバイダ v6 クロス」 利用約款

## 第1章 総則

### 第1条 (本約款の適用)

- 当社は、電気通信事業法に基づき、「つばめプロバイダ v6 クロス」利用約款 (以下「本約款」を定め、これにより「つばめプロバイダ v6 クロス」を提供します。
- 当社が他の方法で行う通知及び注意事項等は、本約款の一部を構成するものとし、利用者はこれに従うものとします。
  - 用語の定義および本約款に記載のない事項は「つばめ光クロス利用約款」(以下、あわせて「本約款等」とも)に則るものとし、本約款と本約款等が抵触する場合は本約款が優先するものとします。

### 第2条 (本約款及び内容の変更)

- 当社は、利用者の承諾を得ることなくこの本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本約款によります。
- 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容(キャリア及び仕様を含む)の変更等ができるものとします。ただし、利用者にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。

### 第3条 (用語の定義)

この本約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

### 本サービス

当社がNTT日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)からフレッツ・サービスの再販を受け「NTT 西日本のNGN 網上で、IPoE 接続事業者から提供される IPoE 方式 IPv6 サービス及び IPv4 over IPv6 接続サービスを利用し提供するインターネット接続サービス

### 電気通信事業者

電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第9条の登録を受けた者、同第16条の規定による届出をした者

### 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

### インターネットサービス

インターネットプロトコルによる符号の伝送交換をし、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介、又はその他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

### 光回線

NTT からフレッツ・サービスの再販を受け、当社が提供する「つばめ光クロス」サービスにかかる電話回線設備

### つばめ光・v6 オプション

NTT からフレッツ・サービスのオプションサービスの再販を受け当社が提供する「つばめ光・v6 オプションサービス

### つばめプロバイダ v6 クロス

当社業務委託先から提供されるインターネット接続サービス

### アクセスポイント

公衆回線経由で本サービスを提供するために設置する電気通信設備

### IPoE 接続事業者

本サービスのバックボーンを提供する事業者

### サービス提供事業者

当社へ本サービスを提供している事業者

### キャリア

IPoE 接続事業者、サービス提供事業者及び NTT の総称

### 利用者

当社が本サービスの利用を認めた方

### アカウント

利用者ごとに与えられる、IPoE サービスの利用許諾権

### 個人情報

利用者の識別が可能な情報を含む利用者個人に関する全ての情報

### 利用者接続情報

個人情報のうち、利用者の本サービス利用状況、アンケート情報、接続時間、接続先情報、趣向データ等、利用者が本サービスを利用することによりフリービットのサーバーに蓄積される全ての情報消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき課税される消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき課税される消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

## 第2章 サービス

### 第4条 (契約の単位)

本サービス契約は1の本サービスごとに締結されます。

### 第5条 (サービスの詳細)

本サービスは、当社が提供する回線サービス「つばめ光クロス」を利用し、IPoE 方式による IPv6 インターネット接続サービス、IPv4 over IPv6 接続サービスを利用し提供するインターネット接続サービスをその内容とします。

2 本サービスの内容、料金、その他事項については、本約款に記載されているものを除いて、別途定めるものとします。

### 第6条 (利用開始日)

本サービスは、当社が利用者に対する前条第1項記載の本サービスの提供を開始した日として当社から利用者に対する通知に記載された日を利用開始日とします。

### 第7条 (最低利用期間)

本サービス契約に最低利用期間ありません。

### 第8条 (サービス提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2 サービスの提供を行う区域は、当社の裁量により、利用者へ通知の上、随時変更することができるものとします。

3 サービスの提供を行う区域は、前項による当社の裁量のほか、NTT の都合により、随時変更することができるものとします。

### 第9条 (宅内機器及びネットワーク契約)

利用者は、本サービスを利用するための宅内機器を利用者の責任において用意するものとします。尚、当社は、利用者が用意した宅内機器について一切の責任を負いません。

2 利用者は、本サービスを利用する場合、利用者の責任において、利用者名義での本サービスに対応する、当社が提供する「つばめ光クロス」契約及び「つばめ光・v6 オプション」の契約を締結しなければなりません。

3 前項場合、契約の内容はつばめ光クロスの定める本約款等の定めによります。又、当該契約がされないことにより本サービスが利用できない場合であっても当社は一切の責任を負わず本サービス料金を請求できるものとします。

### 第10条 (本サービスの制限事項)

当社は本サービスの提供について以下の各号に定めるとおり制限を設けるものとします。

(1) OP25B(Outbound Port 25 Blocking)

迷惑メール防止を目的として、本サービスのバックボーン接続時点で Port25 を遮断します。

(2) 本サービスで利用できないサービス

① 固定 IP サービス

② IP 電話

③ 特定のプロトコル(PPTP、SCTP)を利用するサービス

④ オンラインゲーム等の特定のポートを利用するサービス

⑤ IPv4 グローバルアドレスを共有するサービス (VPN 接続・ファイル共有ソフト等)

⑥ ご自宅から外部へのサーバー公開サービス

## 第3章 契約の締結

### 第11条 (契約申込)

本サービスの契約の申込は当社が定める方法により申込みをするものとします。なお、利用者が利用契約を締結しているサービスの種類により、本サービスをお申込いただけない場合があります。

### 第12条 (申込の承諾等)

当社は、本サービス契約の申込を承諾したときは、書面をもって通知します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その本サービスの申込を承諾しない場合があります。

(1) 本サービスに対応していない回線品目(種別)により、本サービスを利用されているとき。

(3) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第7章に基づきなされるものとします。

## 第6章 当社及び利用者の義務等

### 第19条 (設備の修理又は復旧)

利用者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、自己の設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をします。

2 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

### 第20条 (利用者の義務等)

利用者は、次の各号に定める内容を承諾の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 利用者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。

(2) 利用者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、利用者の利用状況は個人の特定ができないよう統計的情報として加工することを条件に、当社の用に供し又は第三者に提供することがあります。

(3) 当社は、登録光回線を通じての通信は、すべて当該利用者のユーザ ID を利用した利用者のものであるとみなします。

(4) 利用者は、本サービスの運用のため、利用者のユーザ ID 等の個人情報が当社とキャリアとの間でやりとりされることに同意するものとします。

(5) 利用者は、その当時有効な当社の利用約款のほか、NTT 及びその他の電気通信事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとします。

(6) 利用者によるサーバー設置を原因とするトラブルの責任はすべて利用者自身が負担するものとします。また、当社が、利用者が設置したサーバーから、違法データの発信、スパムメールの配信又は踏み台にされている等の事情を検知した場合には、利用者へ通知なく即時に接続を停止する場合があります。

(7) 利用者が本条2項の禁止事項に該当する場合、利用者に事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(8) 利用者が本サービスを利用するために必要となる宅内機器については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

(9) 利用者は、ユーザ ID を自己の責任において管理するものとします。又、ユーザ ID の管理および使用は利用者の責任とします。ユーザ ID の使用上の過誤又は他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。

(10) 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与える場合、当該通信の制御又は帯域を制限する場合があります。

(11) 当社は、利用者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があります。

(12) 利用者が本サービス利用場所から移転する場合、移転先において本サービスが利用できない場合があります。移転先における本サービスの利用について、利用者の責任において必要手続きがなされるものとします。

(13) 利用者の光回線番号に変更がある場合、変更後の光回線番号で本サービスを利用するためには別途手続きが必要になります。当該手続きは利用者の責任においてなされるものとします。

(14) 利用者の光回線に変更がある場合、変更後の光回線が本サービスの利用に対応していない場合、本サービスが利用できなくなります。

(15) 本項12号ないし14号の場合において、利用者が必要手続きを怠り、利用者に損害が生じた場合、当社は当該損害について責任を負いません。

2 当社は、利用者に対し、次の各号に定める行為を禁止します。利用者は当該禁止事項を遵守しなければなりません。

(1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(3) 他者に不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信行為

は表示する行為、またはこれらを取録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
  - (7) 貸金業を営む登録を受けず、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為及び他人のウェブサイト等、本ウェブサイトより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
  - (10) 自己のユーザーIDを他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
  - (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (13) 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます)において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
  - (14) 受信者の同意を得ることなく、広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - (15) 他者の設備またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (17) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
  - (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
  - (21) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - (22) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
  - (23) 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為
- 3 利用者は、前項各号の規定に違反して当社の業務に支障を与えたとき、または与える恐れがあるとき(電気通信設備を亡失または毀損したときを含みます。)は、当社が指定する期日までに当社にその対応に要した費用を支払うものとします。
- 4 当社は、前項の利用者の行為に対する苦情、クレーム、発信者情報開示請求が当社に通知された場合、当社は必要な情報を付した上でサービス提供者にその旨を通知するものとします。また、利用者は当該苦情等発信者に対し、当社またはサービス提供者が利用者の名前を開示することを承諾するものとします。
- 5 利用者は本サービスを利用するにあたり、当社が別に定めるキャリアが指定する事項について同意するものとします。なお、当該同意は、当社による利用者宛の通知に対し利用者が不承諾の意思表示をしない場合は、利用者から同意を得たものとみなします。
- 6 当社は、利用者が本サービス利用場所を移転する場合、または利用者の光回線番号の変更等により、本サービスが利用できない場合に、本サービスの利用のために必要な手続きは利用者においてなされるものとし、当該手続きの不備による利用者における損害について、責任を負わないものとします。
- 7 利用者が第2項各号のいずれかに該当しているとき当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく次の措置を行うことができるものとします。
- (1) 利用者に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求すること。
  - (2) 本サービス内に蓄積する情報またはデータ等を利用者もしくは第三者が閲覧できない状態に置くまたは削除すること。
  - (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。
- 8 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

## 第7章 料金等

### 第21条 (料金及び費用等)

本サービスの料金は、当社が別紙に定めるとおりとします。

(但し、「つばめ光クロス」の料金が別途必要です。)

### 第22条 (解約料の支払義務)

利用者は、第17条(当社が行う契約の解約)又は第18条(利用者が行う契約の解約)の規定により本サービス契約の解約があったときは、解約時に発生する本サービス契約の廃止処理作業費用が発生する場合において、当社の定める期日までに支払わなければならない。

### 第23条 (費用の支払義務)

利用者は、本サービス契約の申込又は解約の際、工事を要する請求を行った場合は、工事に関する費用を支払わなければならない。

### 第24条 (遅延損害金)

利用者は、本サービスにかかる費用等(以下本条においては「料金等」といいます。)を支払期日までに支払わないときは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金等の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

## 第8章 雑則

### 第25条 (問合せ等)

当社は、当社指定の方法により利用者から本サービスに関する問合せに対応するものとします。利用者は当社が指定する窓口に対し各問合せを行うものとします。

2 本サービスに係る利用者からの問合せは当社がその責任において対応するものとし、キャリアは直接利用者からの問い合わせに対し受付並びに回答はしません。

### 第26条 (損害賠償)

当社は、当社又はキャリアの責めに帰すべき理由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を24で除した商(小数点以下の端数を切り捨てるもの)とします。)に本サービスの月額基本料金の歴日数の1を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、キャリアがキャリアの契約約款等の定めるところにより、その損害を賠償する場合又は第10条(本サービスの制限事項)の規定により本サービスをお申合せについては、当社は一切責任を負わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします

### 第27条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を変更又は廃止を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスの全部又は一部を廃止するときは、利用者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。

3 当社は、関係官庁又は関連法令の定めに従うことによって、本サービスの料金その他の提供条件について変更を行うことがあります。この場合、当該サービスの変更に係る利用者は、その変更について苦情若しくは申立又は救済措置の請求を行うことはできません。

### 第28条 (利用者情報の扱い)

当社は、本サービスの適切な運用のため、キャリアとの間で、利用者の氏名、電話番号、アクセスキー及びユーザーID(NYTTが発行するフレッツ回線番号)の情報の授受を行います。当社は当該情報につき、善良な管理者の注意義務を持って保管するものとし、当社の故意又は重大な過失により当該情報が漏洩した場合はその責任を負うものとします。

2 当社は、キャリアに対し、利用者の氏名、電話番号、アクセスキー、ユーザーID、その他当社が定める情報を通知するものとし、当該通知を行うことにつき利用者は承諾するものとします。

3 利用者は、本サービスの適切な運用のため、サービス提供者が利用者接続情報を分析、保存、利用、第三者提供等あらゆる使用及び処分をすることについてあらかじめ同意するものとします。ただし、サービス提供者が当該情報を第三者に提示するときは、本サービス以外の当社のサービスの会員も含めた統計的情報として加工を施し、利用者の特定ができず、かつ、当社の日常業務の

顧客であることが特定できないようにします。

### 第29条 (個人情報取扱)

当社は、本サービスの提供において知り得た個人情報は、当社が別途定める「個人情報の取り扱い」に則り、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2 個人情報の受け渡しに関しては、書面等にて受け渡しをする。また、電子メールなどデータでやりとりする場合は、データの暗号化等セキュリティの確保に努めるものとします。

### 第30条 (非常事態が発生した場合等における利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスの全部を提供できなくなったときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。

2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又はインターネットコンテンツセーフティ協会が児童の権利を著しく侵害すると判断し、当該協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのリストに基づき、利用者事前に通知することなく当該Webサイトの全部又は一部について閲覧することを制限する措置をとることがあります。

3 当社は、2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合限り行います。

### 第31条 (免責)

当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより利用者損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、利用者が使用若しくは所有している通信機器(接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担しません。

3 利用者は、本サービスの提供に支障が生じた場合において、それが如何なる理由によるものであっても、それに伴い発生する逸失利益または利用者に対して行う損害賠償若しくは料金減免等により生じた費用、損失等について、当社に対して求償しないものとします。

### 第32条 (管轄裁判所)

本サービスに関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

### 第33条 (残存)

本契約が終了した場合であっても、第20条(利用者の義務等)2項、8項、第21条(料金及び費用等)乃至第23条(費用の支払義務)、第24条(遅延損害金)、第26条(損害賠償等)と第28条(利用者情報の扱い)、第32条(管轄裁判所)、本条、第34条(準拠法)の規定は有効に存続するものとします。

### 第34条 (準拠法)

本約款の解釈については、日本法に基づくものとします。

<改定履歴>

2024年10月1日制定